

## やすらぎ園ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用実施方針

### (趣旨)

第1条 この要領は標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園（以下、「やすらぎ園」という。）が、標茶町ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用に関する基準（以下、「町基準」という。）にもとづき、情報提供手段としてソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）を活用するために必要な事項を定めるものとする。

### (活用する SNS)

第2条 町基準第3条に基づき、やすらぎ園が開設し活用する SNS の種類は Instagram とする。

### (提供する情報)

第3条 提供する情報の種類は、町基準第3条第1項に掲げる内容にもとづき、季節の情景、園内行事等の情報、採用情報、各種手続きに関する情報、入園に関する情報、感染症に関する情報、面会に関する情報等とする。

### (更新の頻度)

第4条 定期的な更新に努め、前条に定める情報提供が必要である場合を含め少なくとも月1回以上の更新を目途とする。

### (担当者及び掲載方法等)

第5条 SNS の投稿に関する担当職員は業務係長とし、掲載する文面及び写真については、掲載の前に園内での決裁を終えるものとする。

### (委任)

第6条 町基準及び本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、町基準を遵守し円滑な運用を行う。